

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第745号

2015年(平成27年)6月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市有料自転車等駐車場運營業務に関することに係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから
収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及
び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピ
ュータ処理について(答申)

2015年5月25日付けで諮問(第745号)された藤沢市有料自転
車等駐車場運營業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから
収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省
略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省
略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外
のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性
があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以
外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通
知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当で
あると認められる。
- (5) 条件については, 「3 審議会の判断理由」に述べるところ
によるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情
報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから
収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する
合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりで
ある。

(1) 諮問に至った経過

現在，本市の18か所の有料自転車等駐車場については公益財団法人藤沢市まちづくり協会を指定管理者として指定し，一括して管理運営を行っている。これまでの有料自転車等駐車場のうち防犯カメラを設置している施設についてはすでに諮問を行い，個人情報をも本人以外のものから収集する必要性，コンピュータ処理を行う必要性，目的外に提供する必要性，本人以外のものから収集すること，目的外に提供することに伴う本人通知の省略及び自転車窃盗における刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会の包括的取扱等について，個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

今般，藤沢駅南口に（仮称）藤沢駅南口第2路上自転車駐車を新設し，防犯カメラを設置するため，自転車の盗難についての個人情報について，他の防犯カメラ設置施設と同様の取扱を行いたく，今回の諮問に至ったものである。

また，この新駐輪施設の供用開始については2016年1月4日を予定しており，防犯カメラの設置につきましても同日からの供用開始を予定している。新駐輪施設については，既に指定管理している施設と同様の管理を行うため，現指定管理者を選定する予定である。

従って，今回の新駐輪施設については，指定管理者が指定されていないため，市長が実施機関として諮問をするものである。また，現指定管理者による管理を予定していることから，現指定管理者である公益財団法人藤沢市まちづくり協会が指定管理者として指定を受けた場合において次のとおり個人情報の取り扱いを行うものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラの画像データの収集の目的は，自転車の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり，本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから，本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報
防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

ハードディスクによる画像の保存は，その蓄積容量もビデオテープに比べ多く，長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから，コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるものです。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

新駐輪施設に出入りする者の画像

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては，新駐輪施設は機械式で管理人が常駐しない管理を行うため，これまでの施設とは異なり，各管理事務所での画像

処理等ができない。従って、録画機器は新駐輪施設に設置する利用料金の精算機の内部に設置し、持ち去りを防止する。精算機については盗難の可能性もあることから、紙幣挿入口や釣銭取り出し口などの開口部への悪戯に対応した内部構造となっており、カギのこじ開け等を察知し警告音による警告ができるものとなっている。一方でパール等によるこじ開けについては、パールの先端を掛ける場所がない構造となっている。これによりテコの原理を利用したこじ開けにも対応している。

また、釣銭の補充や利用状況明細、釣銭枚数の変更は精算機を開閉することなくできるものとなっており、開閉回数を減らし安全性の高いものとなっている。

精算機のカギの管理は近くの有人駐輪施設で管理し不特定多数の者が使用できないようにする。また、精算機内に設置する防犯カメラ画像データの画像保存機器を別途ワイヤー錠で施錠し、内部メモリーについても、暗号化を行うことで防犯体制を整える。ワイヤー錠の鍵及びデータの取り込み用のパソコンについては、市営自転車等駐車を管理している指定管理者の総括事務所（自転車管理事務所）で管理する。また、当該パソコンの使用においては、パスワードを設定し、使用できる者を限定する。さらに保存した画像について、新設する自転車駐車場の指定管理者に対して藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと、他の施設と同様に「防犯カメラ運用基準」（資料3）を定め管理を行うよう指導する。

なお、画像は2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、これまでに承認を受けている他の自転車等駐車場と同様に、自転車の窃盗に限り目的外提供を行うことができるものとする取り扱いをする必要があると判断したものである。なお、提供した画像については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外提供についても、他の施設と同様に「市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」に基づく運用を行うよう指導する。

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報、防犯カメラ画像データであり、また、当該画像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査に支障が生じるおそれがある。以上のことから、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

(6) 実施時期（予定年月日）

2016年（平成28年）1月4日

(7) 提出書類

ア 資料1 防犯カメラの機種

（現在機種選定中であるため、別紙防犯カメラ機種と同等機種を設置）

イ 資料2 防犯カメラの設置場所（監視モニターの設置は行わない。画像取出しについてはHDに端末を接続して行うものとする。ただし画像の保存は2週間。）

ウ 資料3 防犯カメラ運用基準

エ 資料4 市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、防犯捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

オ 資料5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像データを収集する目的は、自転車の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、施設内で発生した自転車の窃盗の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官によって行われるものであり、当該事件の解決には照会に対する迅速な対応が特に重要となることから、当該事件の捜査に係る防犯カメラ画像データの目的外提供については、当審議会に諮問の手続きを経ることなく、ガイドラインに基づき、管理責任者が必要性を審査し、相当と認める場合のみ、目的外提供ができるという包括的な取扱いをする必要があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認め

られる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、また、当該画像データ上に記録された個人を特定できる情報はないため、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、としている。

また、仮に本人が特定された場合は、当該事件に関与している可能性があるため、本人通知をすると当該捜査に支障が生じるおそれがある、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず必要な部分の画像の取出しも容易なことから、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

安全対策としては、新駐輪施設は機械式で管理人が常駐しない管理を行うため、これまでの施設とは異なり、各管理事務所での画像処理等ができない。従って、録画機器は新駐輪施設に設置する利用料金の精算機の内部に設置し、持ち去りを防止する。精算機については盗難の可能性もあることから、紙幣挿入口や釣銭取り出し口などの開口部への悪戯に対応した内部構造となっており、カギのこじ開け等を察知し警告音による警告ができるものとなっている。一方でパール等によるこじ開けについては、パールの先端を掛ける場所がない構造となっている。これによりテコの原理を利用したこじ開けにも対応している。

また、釣銭の補充や利用状況明細、釣銭枚数の変更は精算機を開閉することなくできるものとなっており、開閉回数を減らし安全性の高いものとなっている。

精算機のカギの管理は近くの有人駐輪施設で管理し不特定多数の者が使用できないようにする。また、精算機内に設置する防犯カメラ画像データの画像保存機器を別途ワイヤー錠で施錠し、内部メ

モリーについても、暗号化を行うことで防犯体制を整える。ワイヤー錠の鍵及びデータの取り込み用のパソコンについては、市営自転車等駐車を管理している指定管理者の総括事務所（自転車管理事務所）で管理する。また、当該パソコンの使用においては、パスワードを設定し、使用できる者を限定する。さらに保存した画像について、新設する自転車駐車の指定管理者に対して藤沢市個人情報の保護に関する条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと、他の施設と同様に「防犯カメラ運用基準」を定め管理を行うよう指導する。

なお、画像は2週間経過した段階で古い情報から自動的に消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(5) 条件

実施機関は、提出資料3の運用基準について、第5条第2号中において自転車駐輪施設に設置する防犯カメラの画像データを目的外に提供する対象となる施設名を明確にすること、また、同条第4号において条例第12条第4項の規定に従い審議会の意見を聴く旨明記するよう指定管理者と検討すること。

以 上